

○国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程

〔 法人規程第45号 〕
〔 平成20年7月17日 〕

改正 平成21年法人規程第34号

平成23年法人規程第64号

平成26年法人規程第49号

平成31年法人規程第38号

国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が保有する知的財産権に係る研究ライセンスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人、公立の試験研究機関その他これらに類する研究機関等をいう。
- (2) 非営利研究 大学等において行われる非営利目的のための研究をいう。
- (3) 研究ライセンス 非営利研究のための本学が保有する知的財産権に係る非排他的な実施許諾をいう。

(研究ライセンス供与の原則)

第3条 本学の保有する知的財産権に関して、他の大学等から研究ライセンスを求められた場合は、原則として、研究ライセンスを供与するものとする。

(供与の申込み)

第4条 他の大学等が、研究ライセンスの供与を受けようとするときは、別記様式第1の研究ライセンス供与申込書により、学長に申し込むものとする。

(供与の承諾)

第5条 学長は、研究ライセンス供与の適否について、国際産学連携本部（国際産学連携本部規程（平成26年法人規程第46号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により、研究ライセンスの供与を承諾する旨の決定をしたときは、別記

様式第2の研究ライセンス供与承諾書により、他の大学等に通知するものとする。

(迅速処理の原則)

第6条 前条に規定する研究ライセンスの供与に当たっては、他の大学等における非営利研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、所要の手続を進めるものとする。

(手続の簡素化)

第7条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、他の大学等と国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の間での事前の取決めに基づき、当該知的財産権の創出者と使用者の間の研究ライセンス供与の申込みと承諾により、当該他の大学等の長と学長の間での申込みと承諾に代えることができるものとする。この場合の研究ライセンス供与申込書と研究ライセンス供与承諾書については、当該他の大学等の長と学長を知的財産権の創出者又は使用者と読み替えて、別記様式第1及び別記様式第2を準用するものとする。

(学長への報告)

第8条 本学の保有する知的財産権に関して、本学の職員が前条の規定に基づく研究ライセンス供与の承諾を行った場合は、翌年度の4月末日までに前年度の分を取りまとめて、別記様式第3により、所属長を経て学長に報告するものとする。

(研究ライセンスの対価)

第9条 研究ライセンスの対価については、無償とする。ただし、当該知的財産権の対象である有体物の作製・提供等に費用を要した場合は、当該費用の範囲内において対価の支払を求めることができるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 本学から供与された研究ライセンスにより非営利研究を行う者が、後続する研究開発により成果を得たときは、その成果の公表を自由に行うことができる。ただし、本学が第三者との契約により、公表に関して制約を受ける義務を負っている場合は、この限りでない。

(非営利目的以外の研究への準用)

第11条 他の大学等における非営利目的の研究以外の場合においても、その研究が人類の福祉の増進など公共の目的に資するものであると認められる場合は、研究ライセンスを供与することができるものとする。

2 前項の手続は、第3条から前条までの規定を準用する。

(法人細則への委任)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、研究ライセンスの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平21.5.28法人規程34号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学研究ライセンス取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規程64号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平26.3.27法人規程49号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規程38号）

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

研究ライセンス供与申込書

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

機関名

代表者

印

貴学保有に係る下記 of 知的財産権について、当方所属 of 下記 of 者が、下記記載 of 非営利目的 of 研究において使用したいので、研究ライセンス of 供与を申し込みます。

記

1. 知的財産権

(名称)

(特許関連番号等)

2. 使用者

(所属)

(氏名)

(使用目的)

別記様式第2（第5条関係）

研究ライセンス供与承諾書

年 月 日

住 所

機関名

代表者

殿

国立大学法人筑波大学長

印

年 月 日付けで申込みのあった、下記知的財産権に係る研究ライセンスの供与に関して、下記の条件により、使用を承諾します。

記

1. 知的財産権

(名称)

(特許関連番号その他)

2. 使用者

(所属)

(氏名)

(使用目的)

3. 使用条件

- (1) 本件知的財産権の使用の対価は、無償とする。ただし、当該知的財産権の対象である有体物の作製・提供等に費用を要した場合は、当該費用の範囲内において対価の支払を求めることがあるものとする。
- (2) 本学から供与された研究ライセンスにより研究を行う者が後続する研究開発により成果を得たときは、その成果の公表については、自由に行うことができるものとする。ただし、本学から別途指示した場合は、この限りでない。
- (3) その他本件知的財産権の使用に関して、本学から別途指示した場合は、その指示に従うものとする。

